

北九州市
学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する
総合的なガイドライン

令和7年6月
北九州市教育委員会

目 次

本ガイドライン策定にあたって	… 1
第 1 章 学校部活動	… 2
1. 部活動の意義	… 2
(1) 部活動の意義	
(2) 望ましい部活動の姿（北九州市部活動の目標）	
2. 適正な部活動運営のための体制整備	… 2
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 4
(1) 部活動の適切な指導の実施	
(2) 運動部活動の適切な指導の実施	
(3) 文化部活動の適切な指導の実施	
4. 適切な休養日等の設定	… 8
(1) 休養日の設定	
(2) 活動時間の設定	
(3) 朝練習の実施	
5. 学校単位で参加する大会等の見直し	…10
6. 学校部活動の地域連携等	…10
(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	
(2) 合同部活動と連携部活動（拠点型）の実施	
(3) 外部指導者の活用	
(4) 地域との連携等	
(5) 今後の学校部活動の運営	
○ 本ガイドラインのよりよい運用のために	…12
○ 別添資料	…17
資料 1 部活動の活動方針及び活動計画（作成例）	
資料 2 月別活動計画（作成例）	
資料 3 学校で事故が起こった場合の対応	
資料 4 適切な部活動運営のためのチェックリスト・提出用チェックシート	

第2章 北九州市地域クラブ	…23
1. 北九州市地域クラブの趣旨	…23
(1) 北九州市地域クラブとは	
(2) 北九州市地域クラブの位置付け	
(3) 北九州市地域クラブの立ち上げ	
2. 参加者及び運営団体・実施主体と指導者	…23
(1) 参加者	
(2) 運営団体・実施主体	
(3) 指導者	
3. 活動内容	…24
4. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	…24
(1) 北九州市地域クラブの適切な指導の実施	
5. 適切な休養日等の設定	…27
(1) 休養日の設定	
(2) 活動時間の設定	
6. 活動場所	…27
7. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	…28
8. 事故等の対応と保険の加入	…28
9. 大会等への参加及び生徒引率、大会運営の従事	…28

本ガイドライン策定にあたって

- 学校教育活動の一環として行われる学校部活動は、スポーツや芸術文化等の活動に興味・関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、その種目や分野の活動に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。
- しかしながら、生徒においては、長時間にわたる活動により、学業との両立に悩んだり、スポーツ障害等を引き起こしたりするなど心身の健康を害する課題が見られる。また、学校部活動に対する生徒や保護者のニーズの多様化、指導者による体罰や不適切な指導等の様々な課題も見受けられる。
- 本市の生徒が生涯にわたって人生を豊かにする基礎を形成する意義を有する学校部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動ができるよう、速やかに、学校部活動の在り方に関し、改革に取り組む必要がある。
- また、未経験の学校部活動を担当していることや学校部活動のために長時間にわたり勤務することで、過度の負担を感じている教員もいる。健康でやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、学校部活動が合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。また、少子化が進展する中、学校部活動においては、従前と同様の運営体制での維持は難しくなっており、学校によっては存続の危機にある。
- 北九州市教育委員会では、このような諸課題の解決を図るとともに、学校部活動の本来の目的を達成するため、令和２年に「北九州市部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。
- この度、令和４年１２月にスポーツ庁及び文化庁が全面的に改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への展開に取り組むべく、改定するものである。
- 本ガイドラインは、北九州市立中学校及び高等学校（特別支援学校高等部含む）の運動部活動及び文化部活動を対象とする。また、第２章の「北九州市地域クラブ」を対象とする。ただし、高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意し、実施する。

第1章 学校部活動

1. 学校部活動の意義

(1) 学校部活動の意義

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる学校部活動については、スポーツや芸術文化等の活動に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制を整えることが必要である。

(2) 望ましい学校部活動の姿（北九州市部活動の目標）

- ・ より多くの生徒が入ることのできる学校部活動
- ・ 指導者が余裕と意欲をもって指導できる学校部活動

という観点から学校部活動指導及び運営の充実を図り、生徒の健全な心と体を育むことを目標とする。

2. 適正な学校部活動運営のための体制整備

(1) 学校部活動の方針の策定等

ア 学校部活動の在り方に関するガイドラインの策定

- 教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁の示すガイドラインを踏まえ、これまでのガイドラインを見直し、「北九州市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」として改定する。

イ 各学校の方針の策定と年間計画等の作成

- 校長は、本ガイドラインに則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 各学校の方針と年間計画等の公表

- 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等について、別紙様式を参考に作成し、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 学校の実情に応じた数の学校部活動の設置

- 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、学校の実情に応じた数の学校部活動を設置する。

イ 部活動指導員及び外部講師の積極的な活用

- 校長は、各学校の生徒や教職員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員及び外部講師を積極的に活用する。

なお、任用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、校長は任用前及び任用後の定期において、次の内容の研修を行う。

- ・ 部活動の位置付けや教育的意義
- ・ 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導
- ・ 安全の確保や事故発生時の対応
- ・ 生徒の人格を傷つける言動や体罰及びハラスメント等の禁止
- ・ 服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）の遵守

ウ 顧問の決定と配置

- 校長は、顧問の決定に当たり、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や家庭の状況、部活動指導員・外部講師の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 各部活動の活動内容の把握と指導等

- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 研修内容の周知

- 教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るために研修等を行う。
- 校長は、教育委員会が部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るために行う研修等の内容を教職員及び部活動指導員・外部講師に周知する。

カ 保護者等との連携

- 校長及び部活動顧問は、年度初め及び新体制発足時等、時機をとらえて、部活動保護者会を実施する。その際、学校部活動における学校の活動方針及び各部の活動方針、年間スケジュールを示し、理解を得る。
また、部活動指導員や外部講師が配置されている場合は、原則として、部活動保護者会で紹介する。
- 校長及び部活動顧問は、生徒や保護者等が学校部活動に関する心配や不安等について、部活動顧問や学校に相談しやすい環境を整備する。

3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 学校部活動の適切な指導の実施

ア 生徒の健康管理

- 部活動顧問は、生徒の健康管理のために次のことに配慮して部活動指導を行う。

- ・ 活動の前後に健康観察を行い、生徒の健康状態を的確に把握する。
- ・ 生徒の心身のバランスのとれた健全な成長を確保するという観点から休養日及び活動時間を適切に設定する。
- ・ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭、外部の有識者等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における心身の状態等に関する正しい知識のもと指導を行う。

イ 安全管理と事故防止

- 校長及び部活動顧問は、学校部活動を実施する際は、活動場所における施設・設備の点検を定期的の実施し、活動における安全対策や事故防止等に努める。
- 校長及び部活動顧問は、施設・設備及び用具を適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識し、用具等については、生徒に事前に使用法や危険性を十分に指導し、危険回避能力を身に付けさせる。
- 校長及び部活動顧問は、急激な天候の変化（雷・大雨等）の際には、活動を停止し、生徒を安全な場所に避難させる等、迅速な対応をとる。熱中症警戒アラートや光化学スモッグ、PM_{2.5}等の注意喚起が行われた場合、活動の中止や屋外での活動を控える等、市が作成しているガイドライン等に則り行動する。

- 校長は、部活動で生徒の突然死や熱中症等が発生していることを踏まえ、事故の未然防止や事故が起こった場合の対処方法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備を盛り込んだ対応マニュアルを作成する。

万一、事故が発生した場合は、対応マニュアルに則り、迅速かつ適切な対応を行うこと。特に、初期対応を誤ると重大事故につながる可能性があることから校内研修会等により日頃から対応マニュアルの周知に努める。

ウ 熱中症事故の防止

- 部活動顧問は、「北九州市学校における熱中症対策ガイドライン（令和5年4月発行、令和7年4月一部改訂）」を遵守するとともに、生徒の健康管理のために次のことに配慮して部活動指導を行う。

- ・ 睡眠不足や欠食・偏食等の不規則な生活習慣により、発症の危険性が高まることから望ましい生活習慣を指導する。
- ・ 活動前に適切な水分や塩分の補給を行うよう指導するとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずる。
- ・ 休憩時間を計画的に設定し、過度な運動や活動の連続にならないよう十分配慮する。
- ・ 熱中症の疑いのある症状がみられた場合には、早急に涼しい場所へ移動させ、水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。
- ・ 暑さ指数(WBGT)等を活用し、気象情報や生徒の体調を踏まえ、躊躇なく計画の変更・中断を行う等、適切な措置を講ずる。
- ・ 北九州市独自の判断基準を超えた場合、全市一斉に活動を中止する。

エ 体罰・不適切な言動・ハラスメント等の根絶

- 校長及び部活動顧問は、学校部活動の実施に当たり、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- 体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為である。厳しい指導と称し、殴る・蹴る等の体罰はもちろん、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような不適切な言動は人権侵害行為であり、断じて許されないことを認識するとともに、適切な指導を実践する。

- 部活動指導においては、勝利のみを目指すのではなく、連帯感、責任感、主体性等を育成することに努め、生徒の人間的な成長を目指す。

- 部活動顧問は、生徒の能力向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図るようにする。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- ① 殴る、蹴る等。
 - ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ・ 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・ 相手の生徒が受け身をできないように投げることや、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・ 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
 - ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
 - ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
 - ⑤ 身体や容姿、人格否定（人格等を侮辱したり否定したりするような）にかかる発言を行う。
 - ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。
- ※ 上記①～⑥には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要である。

【引 用】

文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）

北九州市教育委員会「体罰防止のための手引き『体罰のない学校をつくるために』」

（平成25年7月）

オ いじめ等の防止

- 学校部活動は複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、目的や技能が様々であること等の特色をもっている。部活動顧問には、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権意識の育成と適切な集団づくりが求められる。
- 特に、いじめについては、人権侵害行為であり、決して行ってはならないという強い認識のもと、学級担任や養護教諭等との連携を含め、様々な角度から生徒の姿を把握することが必要である。
- なお、学校部活動内の生徒間で、体罰同様の行為が行われないように注意を払うことも必要である。

(2) 運動部活動の適切な指導の実施

- 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養日を適切に取る必要があることや過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- 運動部顧問は、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。その際、休憩時間を設定する等、休養を適切に取るものとする。
- 運動部顧問は、複数の学校部活動が同じ活動場所を使用して練習する場合等においては、人員配置により危険回避を行う。また、ボールや陸上競技の投てき物などの到達範囲等を考慮し、練習内容に応じて活動時間を変更するなど、安全対策を確実に行う。
- 運動部顧問は、競技団体や関係団体等が作成する指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

※ 競技団体等の指導手引

競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの（各競技団体HP等に掲載）

(3) 文化部活動の適切な指導の実施

- 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養日を適切に取る必要があるとあり、過度の練習・活動が生徒の心身に負担を与えることを正しく理解する。
また、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- 文化部顧問は、生徒が、技能等の向上や大会等で達成感を味わうことができるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動方法を積極的に取り入れる。また、休憩時間を設定する等、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。

4. 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

ア 休養日設定の原則

- スポーツ庁及び文化庁から示されたガイドラインに基づき、原則、週当たり2日以上 of 休養日を設定する。
「土・日曜日のいずれか一方を休養日とすること」に加え、「平日（祝日含む）に週当たり1日以上 of 休養日を設定すること」とする。
- 長期休業中の休養日の設定も同様に行う。

イ 期間単位での平日の休養日の設定

- 大会参加等の事情により、平日に週当たり1日以上 of 休養日を設定することが困難な場合は、他の週に振り替えて設定することができる。なお、下記のとおり一定数以上の休養日を確保することとする。
(4月～8月…22日以上、9月～12月…17日以上、1月～3月…13日以上)

ウ 土・日曜日の休養日の振替

- 大会参加等の事情により、土・日曜日に休養日を設定できない場合は、他の日に休養日を振り替え、少なくとも週2日は休養日を設定する。各学校は、土・日曜日のいずれか一方の休養日が確保できるように、可能な限り出場する大会等を精選することとする。

エ 全市一斉の休養日

- 教員研修等を実施するため、毎月第3水曜日を全市一斉の休養日とする。なお、やむを得ず変更する必要がある場合には、生徒指導課と合議する。

オ 学校閉庁日の対応

- 学校閉庁日は原則、部活動休養日とする。なお、やむを得ず学校部活動を行う必要がある場合には、生徒指導課と合議する。

カ 地域クラブ活動への展開に向けて

- 上記休養日の設定に加え、次に示す土日等の活動については、段階的な学校部活動の地域クラブ活動への展開を踏まえ、令和7年9月より地域クラブ活動（地域のスポーツ・文化芸術活動団体）の活動場所となる学校施設の確保等を目的に原則休養日とする。（次に指定した土日等に中体連主催大会及び中文連主催コンクール等がある場合は、休養日を他の日に振り替えること。）
- ただし、各年度の9月以降に3年生が主体で大会等に参加する部（主に文化部を想定）は、3年生が部活動を引退し、1・2年生の新体制になる時期（9月～11月）を目処に、休養日とし、毎年12月には、全校休養日とする。

- ・ R 7. 9 ～ 毎月第 1 土曜日・翌日曜日
- ・ R 8. 9 ～ 毎月第 1 土曜日・翌日曜日、第 3 土曜日・翌日曜日
- ・ R 9. 9 ～ 毎週土日及び祝日

(2) 活動時間の設定

- 1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、学校の休業日（土・日曜日、祝日含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に合理的で、かつ効率的・効果的な活動を行う。
- 試合前などやむを得ない事情により活動時間が上記より長くなる場合は、予め生徒や保護者に説明するとともに、校長の許可を得ることとする。
ただし、週当たりの活動時間における上限は 16 時間未満とする。

例：夏季休業日

曜日	月	火	水	木	金	土	日
時間	3	3	×	3	3	3	×



3 時間 × 5 日
= 15 時間

- 校長は、次の内容を参考に、「下校時刻」を定める等、活動時間の徹底が図られるよう工夫をする。
 - ・ R 7. 9 ～ 18 時 30 分
 - ・ R 8. 9 ～ 18 時 00 分
 - ・ R 9. 9 ～ 17 時 00 分

(3) 朝練習の実施

- 生徒の生活リズムを壊さないよう考慮し、家庭の負担も考え、大会前の特別な時期や季節、学校の施設の利用状況に応じた無理のない計画を立てる。
- 朝練習の活動時間は 1 日の活動時間に含め、開始時刻は朝 7 時以降とする。

■高校における休養日・活動時間の設定について

北九州市立高校については、中学校段階とは発達段階が違ふこと、特定の部活動に所属したいという意欲をもった生徒が自ら選択し進学してきていること等から、筋肉の疲労をほぐすなどの目的で行うストレッチ等の活動や、保護者会等が実施主体となり、生徒の自由で自発的な意思に基づき行われる活動は、仮に学校の施設を利用した場合でも、部活動としての活動とは捉えられないものであること。その際、校長及び部活動顧問は、事前に活動内容の把握と安全指導を行うこととする。

【引 用】福岡県教育委員会「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」（平成 30 年 12 月）

5. 学校単位で参加する大会等の見直し

- 教育委員会及び北九州市中学校体育連盟、北九州市中学校文化連盟は、学校部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。
- 校長及び部活動顧問は、生徒の教育上の意義を考え、生徒や保護者の過度な負担とならないよう、参加する大会等を精査する。

6. 学校部活動の地域連携等

(1) 生徒のニーズを踏まえた学校部活動の設置

- 校長は、生徒のニーズが技能等の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる学校部活動の設置について学校の実態を考慮しながら検討していく。

(2) 合同部活動と連携部活動（拠点型）の実施

- 教育委員会及び学校は、これまでも部員数が少なくチームが組めない等の理由で、単独では十分な活動が行えないと認められる場合には、「合同部活動」を実施してきた。また、自分の学校に希望する部活動がなくても近隣の学校で活動することができる「連携部活動（拠点型）」を実施してきた。今後も必要に応じて実施していく。

(3) 外部指導者の活用

- 教育委員会及び学校は、部活動顧問と連携のもと専門的な技術指導のできる「外部講師制度」や、会計年度職員として単独で指導や引率のできる「部活動指導員制度」を実施してきた。今後も必要に応じて実施していく。

(4) 地域との連携等

- 教育委員会及び校長は、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
- 校長及び部活動顧問は、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境及び芸術文化活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

(5) 今後の学校部活動の運営

- 令和7年9月以降の学校部活動の運営については、「北九州市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づいて行うものとする。
- 今後、国の動向や本市の部活動地域展開の状況によって、適宜、ガイドラインの見直しを行う。

本ガイドラインのよりよい運用のために

「本ガイドラインのよりよい運用のために」は、「北九州市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づいて、各学校が学校部活動を運営していくにあたり、従前の「部活動ハンドブック」及び「適正な部活動運営のための手引き（改訂版）」から参考にすべき内容や、新たに学校部活動の顧問となる方に必要と思われる内容をまとめたものです。

部活動顧問の心得

1 学校部活動運営に当たって

- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる学校部活動は、中学校学習指導要領に教育課程外の学校教育活動として位置づけられています。学校教育の一環として教育課程との関連を図るよう留意しましょう。
- 授業が第一であることを指導しましょう。定期考査前には部活動休養日を確実に設け、学習時間を確保するようにしましょう。
- 単に技術指導だけでなく、心を育て、一人の人間としての成長を促すような声掛けをしましょう。

- * 勝利至上主義にならない。
- * 目標に向かって努力することの価値を伝える。
- * 周囲の人への配慮、感謝の気持ちを育てる。

- 生徒は顧問の言動に大きく影響を受けます。顧問が学校部活動に真剣に取り組む姿を示すとともに、校内での教育活動に実直に取り組む姿やルールを守る姿を示しましょう。

2 活動計画を立てるには

- 校長が、毎年度策定する、「学校部活動に係る活動方針」を基に、授業と学校部活動のバランスを考え、活動計画を立てましょう。

【参考】ジュニア期のスポーツ活動において、週あたり16時間を超えるとスポーツ外傷・障害の発生率が高まることから活動時間が16時間未満とすることが望ましい。

※スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

※公益財団法人日本体育協会「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月）

- 活動内容については、大会等の年間スケジュールから逆算して、「大会前の重点期間」や「基礎練習期間」、「体力づくり期間」等、期間を設定したり、曜日によって活動内容を変えたりする等、活動内容に変化をつけ、同じことの繰り返しにならないようにしましょう。
- また、毎月の練習予定表や通信等を配布する等、生徒や保護者に活動予定を早めに示すようにしましょう。

3 大会や練習会などの参加

- 大会や練習会への参加については、取捨選択し、生徒や保護者の負担にならないようにしましょう。
- 勝利至上主義に偏らないようにしましょう。また、より多くの生徒に活躍の機会が与えられるように工夫しましょう。

4 大会等の引率について

- 大会等、自校以外での活動の際には、活動場所だけではなく、行き帰りの事故にも最大限の注意を払いましょう。
- 引率については、徒歩や公共交通機関を使つての移動が原則です。教職員が運転する車に生徒を乗せないようにしましょう。

◆ 本ガイドラインにおける大会の捉え方

【大会は以下の通りとする】

- (1) 北九州市中学校体育連盟及び北九州市中学校文化連盟主催のもの。
- (2) 競技団体（連盟や協会）が主催するもの。
- (3) 北九州市教育委員会が後援するもの。
- (4) 上記以外で校長が特別に認めるもの。

※北九州市中学校体育連盟の方針では、新しい大会は作らない。

※(1)～(3)以外で、令和6年度まで行われている大会について、校長が認める場合は(4)として認めることができる。

※練習会や練習試合（名称だけ大会とつけたようなもの）は大会とは認められない。

※文化部の地域等の発表会については、校長が認める場合は(4)として扱う。

5 学校部活動活動費用について

- 学校部活動に関するお金には、学校予算（公費）、P T A後援会費等（準公費）、学校部活動単位の会費（部費）、個人負担費用（用品購入）等があります。
- 収支をはっきりとさせ、適正に処理し、会計報告を確実に行いましょう。
- また、保護者の負担軽減を図り、支出を必要最小限に抑えましょう。

●学校予算（公費）・P T A後援会費など（準公費）

- ・ 学校予算やP T A後援会費などから各部活動に配当される活動費等は、学校ごとの規定に従い、適正に取り扱いましょう。
- ・ 予算執行に関しては、年度当初に計画を立てるとともに、管理職、部活動担当者、事務担当者等に相談しましょう。
- ・ 支出伺いを行い、適正に処理し、年度単位で会計報告を行いましょう。

●部活動単位の会費（部費）

- ・ 部活動によっては、保護者会、後援会などを設置して、会費（部費）を集めている場合もあります。集めている場合には、会の会計担当者（保護者）に管理をお願いし、教職員が管理しないようにしましょう。
- ・ 教職員も会費（部費）が適正に執行されているか把握するとともに、会計監査を確実に行ってもらいましょう。
- ・ 会費（部費）の徴収を負担に感じて入部をためらう可能性もあります。徴収額は最小限にとどめることが大切です。

●個人負担費用（用品購入）

- ・ 個人にかかわるものについては、すでに持っている用品を使うように指導する等、本当に必要かどうかをしっかりと考え、個人負担が少なくなるように工夫しましょう。

- 接待や金品の受取は禁止されています。祝勝会や反省会等で接待を受けることは厳に慎みましょう。また、保護者等には、金品等を一切受け取らないことをはっきりと伝えましょう。
- 練習試合等で、保護者等に、部活動顧問や相手校等の指導者に対しての飲食等の接待を求めることも厳に慎みましょう。

部活動を支える取組

1 部活動指導員について

- 部活動指導員は、配置校の校長の指示に基づき、単独で部活動指導や学校外での活動（大会や練習試合等）における引率業務を担うことができます。（中体連大会においては、各支部大会から全国大会まで引率・監督ができる）
- 指導する競技や文化活動等に関して専門的な知識・技能を有し、学校教育に関する十分な理解を有している者（労働基準法で規定する法定労働時間の範囲内での勤務が可能であること）を各中学校校長及び各競技団体の推薦に基づき、教育委員会において選考し、委嘱します。
- 配置日時及び勤務時間は、配置される部活動の状況に応じて、顧問と部活動指導員が事前に協議し、校長が決定します。
- 部活動指導員を配置する学校は、顧問として名簿等に位置づけ、連携を密にとるようにしましょう。

2 外部講師について

- 外部講師は、委嘱された学校部活動について専門的な技術指導を行います。
- 専門的技術指導能力を有する者のうち、適格と認める者について校長が決定し、教育委員会が承認します。
- 外部講師は、決定された学校部活動について、顧問と連携のもと専門的な技術指導を行います。
外部講師単独での指導や引率は、認められていません。
- 中学校体育連盟大会へのベンチ入りを希望する場合には、中学校体育連盟に「教育職員外指導者登録」及び「外部コーチ」登録を行う必要があります。

3 合同部活動について

- 教育委員会では、部は設置されているが、部員数が少ないためにチームが組めない、もしくは単独では試合形式の練習ができない等（個人種目でも可）の理由で、十分な活動が行えないと認められた場合、学校間の連携による合同部活動を実施することを認めています。

- 合同部活動については年度毎の実施とし、学校からの申請に基づいて、教育委員会が承認します。「部活動振興のための合同部活動実施要項」に基づいて、申請及び活動を行いましょう。
- バレーボール、サッカー、バスケットボール、ハンドボール、軟式野球、ソフトボールについては、中学校体育連盟に登録申請を行い、承認されると、複数校合同チームとして、中学校体育連盟大会へ出場することができます。
合唱部（コーラス部）、音楽部（楽器を使用する部）についても主催者の許可により合同でコンクール等に出場することができます。

4 連携部活動（拠点型）について

- 教育委員会では、生徒の活動の機会を確保することを目的に、在籍する学校に「希望する学校部活動がない」場合に、希望者の自宅から最も近く、受け入れ可能な学校の学校部活動に参加し、活動することを認めています。ただし、希望する生徒・保護者による活動校の選択はできません。
- 連携部活動については年度毎の実施とし、生徒からの申請に基づいて、各学校で確認し、教育委員会が承認します。『北九州市立中学校「連携部活動（拠点型）」要項』に基づいて、申請及び活動を行いましょう。
- 連携部活動としての大会参加については、中学校体育連盟や文化連盟、各種競技団体の規定に則って行います。

令和〇〇年度 北九州市立〇〇中学校 部活動の活動方針及び活動計画
(作成例)

1. 学校の教育目標

・ ・ ・

2. 部活動の方針

・ ・

3. 運動部活動公式戦年間計画

	主催大会		共催大会
	夏季大会	新人大会	
陸上部	【区内大会】 6/8・9 鞆ヶ谷陸上競技場 【市内大会】	【市内大会】 9/28・29 本城陸上競技場	通信大会 〇/〇 博多の森陸上競技場
野球部	中体連等が作成した大会日程を PDF等で添付しても構いません		
	7/13・14 〇〇球場	10/12・13 桃園球場・大谷球場	
サッカー部	【区内大会】 7/6・7 〇〇中学校 【市内大会】 7/20・21 本城競技場	【区内大会】 10/12・13 〇〇中学校 【市内大会】 11/9・10 新門司競技場	

バスケット ボール部	【区内大会】 7 / 13・14 〇〇中学校 【市内大会】	【区内大会】 12 / 14・15 〇〇中学校 【市内大会】	市民体育祭 【区内大会】 9 / 〇・〇 〇〇中学校
バレー部	中体連等が作成した大会日程を PDF等で添付しても構いません		
	7 / 23・24 総合体育館	12 / 21・22 総合体育館	【市内大会】 6 / 〇・〇 〇〇中学校
剣道部	【区内大会】 7 / 6 〇〇中学校 【市内大会】 7 / 13・14 総合体育館	【区内大会】 10 / 19 〇〇体育館 【市内大会】 11 / 9 総合体育館	

※区内大会の成績によっては、市内大会に出場できない場合があります。

※市内大会で勝ち上がった場合、県大会に出場することになります。

※県大会以上の大会の情報は中体連HPをご確認ください。

4. 文化部活動コンクール等年間計画

吹奏楽部	吹奏楽コンクール（予選） 7 / 28 北九州ソレイユホール 福岡県吹奏楽コンクール 8 / 4 福岡サンパレス
美術部	北九州市中学校美術部合同展 8 / 6～8 / 11 北九州市立美術館

5. 各部活動の活動計画

各部活動ごとに作成した月間（〇か月）計画を別途ホームページに掲載しています。

※計画に変更があることもありますので、その際は顧問から生徒を通じて保護者に連絡します。

令和〇年度 〇〇中学校 4月 活動計画(作成例)

資料2

4月													
日	曜	学校行事	野球部	サッカー部	陸上部	男子 バスケ部	女子 バスケ部	女子 バレー部	卓球部	柔道部	剣道部	美術部	吹奏楽部
1	月		×	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○
2	火		○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
3	水		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
4	木		○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○
5	金	始業式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	土		○	×	試合	○	○	×	○	×	○	×	○
7	日		試合	試合	試合	試合	試合	○	×	○	×	×	×
8	月	入学式準備	×	○	×	×	×	×	○	×	×	○	○
9	火	入学式	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	○
10	水	対面式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	木		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	金		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	土		○	×	○	×	×	試合	×	○	×	×	○
14	日		×	○	×	○	○	×	×	×	○	×	×
15	月		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	火		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	水	全市一斉休養日	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
18	木		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	金		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	土		×	○	×	×	×	○	×	×	○	×	○
21	日		○	×	○	○	○	×	×	○	×	×	×
22	月		×	○	×	×	×	○	○	○	×	○	○
23	火		○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
24	水		○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○
25	木		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	金		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	土		○	○	試合	○	○	試合	○	試合	試合	×	○
28	日		試合	試合	試合	試合	試合	試合	×	×	試合	×	×
29	月	昭和の日	試合	×	×	試合	試合	×	×	○	×	×	○
30	火		×	○	○	×	×	○	×	○	○	×	○

○：練習 ×：休み

学校で事故が起こった場合の対応

＜生徒の生命を守ることを最優先にして、対応する＞ ※状況に応じて家庭への支援・協力を行う。

対応の流れ	対応上の留意点
(1) 事故現場へ急行し、生徒のけが等の状況を確認し、安全確保を行う。 ① 安全確保をする。 ② 管理職へ報告する。	○ 必ず複数で対応し、即時対応できるように心がける。 ○ けが等の程度に応じて、「学校危機管理マニュアル」等に沿い、救急対応を行う。
(2) けがをした生徒を病院に連れて行く。 ① 保護者に連絡を取り、希望する病院等を尋ねる。 ② 救急車を要請している場合は、保護者にその旨を伝え、病院に来ていただくようお願いする。	○ 救急車を要請するか否かを即座に判断し、必要に応じて現場から救急車を要請する。 (意識がはっきりしない、首から上のけが、その他学校では判断しかねる場合は、躊躇せず直ちに要請する) ○ 必ず1名の教職員が病院に同行し、適時(15分おきに等)、生徒の容態や治療等の様子を学校に連絡する。 ○ 病院に来た保護者に、けがに至った経緯と状況について事実のみ伝える。(先入観や憶測で話をしない) ○ 手術や入院が必要な場合は、見通しが立つまで、病院等で待機し、誠意ある対応をする。
(3) 管理職が、生徒指導課へ連絡する。	○ 救急車を要請した場合には、即時に連絡する。(熱中症の疑いがある場合は、学校保健課にも連絡する)
(4) 校長を中心に、組織的な対応を行う。	○ 対応については時系列にして、記録を残す。 ○ 指揮系統を一本化する。
(5) 学校にいる教職員が周りにいた生徒から十分に情報収集し、けが等の原因等を調べる。	○ 複数の教職員で事実確認を的確に迅速に行う。 ○ 周りにいた生徒に動揺がある場合は、養護教諭、スクールカウンセラーや関係機関と連携し、心のケアを行う。 ○ 原因が分かり次第、管理職に連絡する。
(6) けが等に至った経緯や状況について、保護者に説明し、謝罪する。	○ 事実のみを話する。(先入観や憶測で話をしない) ○ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の説明を、適切な時期に行う。説明に当たっては、学校保健課と連絡をとる。(必ず支給されるとは限らない) ○ 学校管理下で起こったことについて謝罪する。
(7) 再発防止に向けての取組について全職員で共通理解を図る。	○ 再発防止に向けての取組については、保護者の意向を汲みながら、誠意が伝わるようにし、具体的に進める。 ○ 事故発生後(翌朝等)校長より全教職員へ状況説明を行い、今後の方針を確認する。
(8) 各担任は、各クラスで安全指導を行う。	○ 管理職または生徒指導主事が、同じ内容を話すための文書を用意する。
(9) 事故報告書を作成し、生徒指導課へ提出する。 事故の状況によっては、概況を作成する。	○ 時系列で「いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのようなことをした」か、事故報告書に記載する。 (首から上のけが等重篤な事故については必ず作成する)

【引 用】北九州市教育委員会「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第4集～」

適切な部活動運営のためのチェックリスト

No.	確認項目
1	勝つことよりも生徒の人間的な成長を目指して活動している。
2	部活動での指導を通じて、好ましい人間関係を育てている。
3	ほめることで、人としての成長を促すような声かけを工夫している。
4	体罰や不適切な言動による指導を行っていない。
5	授業とのバランスを考えて無理のない計画を立てている。
6	部活動での指導が生徒の学校生活に生かされている。
7	顧問・担任・全職員で生徒の情報を共有できるようにしている。
8	学校から支出される、部活動に係る金銭を適正に管理している。
9	土・日曜日のいずれか一方に必ず休養日を設定している。
10	平日に必ず1日以上休養日を設定している。
11	活動時間は、平日2時間程度、土・日曜日は3時間程度で行っている。
12	朝練習の実施にあたっては適切な期間・時間帯を設定している。
13	参加する大会等を精査し、生徒や保護者の負担を減らしている。
14	練習予定表や通信を配布し、生徒や保護者との連携を図っている。
15	保護者から接待を受けたり、金品を受け取ったりしていない。
16	保護者の負担軽減を図り、支出を必要最小限度に抑えている。
17	校外での活動では事故に対する最大限の注意を払うよう指導している。
18	活動場所の施設・設備を定期的に点検し、生徒にも安全指導を行っている。

～活用に当たって～

- ・校内研修の機会に活用することを想定したチェックリストです。
- ・適切な部活動運営が行われているか、チェックしてみましょう。
- ・次ページのチェックシートで確認してください。
「○」のつかない項目があれば、改善が必要です。
- ・指導の在り方を振り返り、改善点を把握しましょう。
日々、指導力を高めていくことが大切です。
- ・記入後は、管理職に提出してください。
- ・学校全体で、適正な部活動運営に努めましょう。

提出用チェックシート

～機会があるごとに活用しましょう～

No.	確認項目	チェック
1	勝つことよりも生徒の人間的な成長を目指して活動している。	
2	部活動での指導を通じて、好ましい人間関係を育てている。	
3	ほめることで、人としての成長を促すような声かけを工夫している。	
4	体罰や不適切な言動による指導を行っていない。	
5	授業とのバランスを考えて無理のない計画を立てている。	
6	部活動での指導が生徒の学校生活に生かされている。	
7	顧問・担任・全職員で生徒の情報を共有できるようにしている。	
8	学校から支出される、部活動に係る金銭を適正に管理している。	
9	土・日曜日のいずれか一方に必ず休養日を設定している。	
10	平日に必ず1日以上休養日を設定している。	
11	活動時間は、平日2時間程度、土・日曜日は3時間程度で行っている。	
12	朝練習の実施にあたっては適切な期間・時間帯を設定している。	
13	参加する大会等を精査し、生徒や保護者の負担を減らしている。	
14	練習予定表や通信を配布し、生徒や保護者との連携を図っている。	
15	保護者から接待を受けたり、金品を受け取ったりしていない。	
16	保護者の負担軽減を図り、支出を必要最小限度に抑えている。	
17	校外での活動では事故に対する最大限の注意を払うよう指導している。	
18	活動場所の施設・設備を定期的に点検し、生徒にも安全指導を行っている。	

【 】部 氏名【 】

日頃の部活動運営を振り返って・・・

第2章 北九州市地域クラブ

1. 北九州市地域クラブの趣旨

(1) 北九州市地域クラブとは

- 市が設定した要件を満たし、学校部活動の受け皿として認定された地域クラブを「北九州市地域クラブ」とする。

(2) 北九州市地域クラブの位置付け

- 北九州市地域クラブは、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

- これを踏まえ、市が認定する「北九州市地域クラブ」については、学校部活動のもつ教育的な意義を継承しつつ、特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、期間を問わず、種目や分野を変更できるなど、柔軟に選択できる活動とする。

(3) 北九州市地域クラブの立ち上げ

- 市は、保護者会等で北九州市地域クラブを設立する場合は、助言等支援を行う。

2. 参加者及び運営団体・実施主体と指導者

(1) 参加者

- 北九州市地域クラブの参加者は、北九州市立中学校に所属する生徒を中心に、従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くこと等が苦手な生徒、障害のある生徒など、活動への参加を希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営団体・実施主体

- 地域のスポーツ団体や文化芸術団体、民間のクラブチーム、保護者・指導者等の組織や各種団体が運営主体を担い活動を行う。また、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する団体も想定される。

- 学校が運営主体となる学校教育活動ではなく、社会教育法上の「社会教育」の一環として位置づける。ただし、学校施設の利用など、学校と連携して活動を行うこととする。

- 運営団体は、持続可能な運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わることとし、それを記した規約等を作成する。

(3) 指導者

- 北九州市地域クラブの指導者は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者が想定される。
- 市は、指導者確保が困難な北九州市地域クラブへ指導者を紹介するため、大学生やスポーツクラブ、民間団体等に連携協力を依頼し、「北九州市地域クラブ活動指導者人材バンク」を整備する。
- 北九州市地域クラブの指導者は、市が主催するガイドライン等を用いた指導者研修を受講することとする。研修の内容は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰やハラスメントの根絶及び生徒理解（いじめ防止等含む）等とする。

3. 活動内容

- 北九州市地域クラブの実施する活動は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ活動とする。
- その他、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に活動することも想定される。

4. 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

(1) 北九州市地域クラブの適切な指導の実施

ア 生徒の健康管理

- 指導者等は、生徒の健康管理のために次のことに配慮して指導を行う。
 - ・ 活動の前後に健康観察を行い、生徒の健康状態を的確に把握する。
 - ・ 生徒の心身のバランスのとれた健全な成長を確保するという観点から休養日及び活動時間を適切に設定する。
 - ・ 専門的知見を有する外部の有識者等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における心身の状態等に関する正しい知識のもと指導を行う。

イ 安全管理と事故防止

- 指導者等は、活動を実施する際は、活動場所における施設・設備の点検を定期的実施し、活動における安全対策や事故防止等に努める。
- 指導者等は、施設・設備及び用具を適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識し、用具等については、生徒に事前に使用法や危険性を十分に指導し、危険回避能力を身に付けさせる。
- 指導者等は、急激な天候の変化（雷・大雨等）の際には、活動を停止し、生徒を安全な場所に避難させる等、迅速な対応をとる。熱中症警戒アラートや光化学スモッグ、PM_{2.5}等の注意喚起が行われた場合、屋外での活動を控える等、市が作成したガイドライン等に則り行動する。
- 指導者等は、これまでの学校部活動で生徒の突然死や熱中症等が発生していることを踏まえ、事故の未然防止や事故が起こった場合の対処方法の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。
万一、事故が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行うこと。特に、初期対応を誤ると重大事故につながる可能性があることから、日頃から対応についてクラブ内関係者への周知に努める。

ウ 熱中症事故の防止

- 指導者等は、「北九州市学校における熱中症対策ガイドライン（令和5年4月発行、令和7年4月一部改正）」を遵守するとともに、生徒の健康管理のために次のことに配慮して指導を行う。

- ・ 睡眠不足や欠食・偏食等の不規則な生活習慣により、発症の危険性が高まることから望ましい生活習慣を指導する。
- ・ 活動前に適切な水分や塩分の補給を行うよう指導するとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずる。
- ・ 休憩時間を計画的に設定し、過度な運動や活動の連続にならないよう十分配慮する。
- ・ 熱中症の疑いのある症状がみられた場合には、早急に涼しい場所へ移動させ、水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。
- ・ 暑さ指数（WBGT）等を活用し、気象情報や生徒の体調を踏まえ、躊躇なく計画の変更・中断を行う等、適切な措置を講ずる。
- ・ 北九州市独自の判断基準を超えた場合、全市一斉に活動を中止する。

エ 体罰・不適切な言動・ハラスメント等の根絶

- 指導者等は、北九州市地域クラブの実施に当たり、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- 体罰は、「子どもの権利条約」等でも禁止されている人権侵害にあたる行為である。厳しい指導と称し、殴る・蹴る等の体罰はもちろん、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような不適切な言動は人権侵害行為であり、断じて許されないことを認識するとともに、適切な指導を実践する。
- 北九州市地域クラブの指導においては、勝利のみを目指すのではなく、連帯感、責任感、主体性等を育成することに努め、生徒の人間的な成長を目指す。
- 指導者等は、生徒の能力向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図るようにする。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- ① 殴る、蹴る等。
 - ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ・ 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・ 相手の生徒が受け身をできないように投げることや、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・ 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
 - ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
 - ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
 - ⑤ 身体や容姿、人格否定（人格等を侮辱したり否定したりするような）にかかる発言を行う。
 - ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。
- ※ 上記①～⑥には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要である。

【引用】

文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）

北九州市教育委員会「体罰防止のための手引き『体罰のない学校をつくるために』」（平成25年7月）

オ いじめ等の防止

- 北九州市地域クラブは、複数の学校の生徒が参加すること、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、目的や技能が様々であること等の特色をもっている。指導者等には、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権意識の育成と適切な集団づくりが求められる。

- 特に、いじめについては、人権侵害行為であり、決して行ってはならないという強い認識のもと、様々な角度から生徒の姿を把握することが必要である。
- なお、北九州市地域クラブに参加する生徒間で、体罰同様の行為が行われないように注意を払い、必要に応じて生徒の在籍校との情報共有を行うこと。
- 市は、生徒にとってふさわしい活動環境を整備するため、指導者等への研修を行い、資質向上の取組を進める。研修の内容は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰やハラスメントの根絶といった指導者としての素養に関わるものとする。

5. 適切な休養日等の設定

- 北九州市地域クラブの活動について運営団体・実施主体は、学校部活動に準じ、原則として次の活動時間と休養日を設定する。その際、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

(1) 休養日の設定

- 原則、週当たり2日以上休養日を設定する。
「土・日曜日のいずれか一方を休養日とすること」に加え、「平日（祝日含む）に週当たり1日以上休養日を設定すること」とする。
- 北九州市立学校における長期休業中の休養日の設定も同様に行う。

(2) 活動時間の設定

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（土・日曜日、祝日含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的で、かつ効率的・効果的な活動を行う。
- 試合前などやむを得ない事情により活動時間が上記より長くなる場合は、予め生徒や保護者に説明し、許可を得ることとする。

6. 活動場所

- 北九州市地域クラブの活動場所として、運動系については、小・中学校の体育館やグラウンド、市民体育館、多目的運動場、市民球場等の市が運営するスポーツ施設、その他スポーツ施設を使用することが想定される。文化・科学系については、中学校の音楽室、美術室等をはじめ、市民センター、生涯学習センター、その他文化施設を使用することが想定される。

- 市は、北九州市地域クラブを実施する団体等に対して、学校施設や公共施設等の低廉な利用料を検討するなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを進める。
- 活動場所への移動については、徒歩または公共交通機関を利用することとする。公共交通機関での移動が困難なときは、責任と移動手段について、保護者に一任する。

7. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- 北九州市地域クラブの会費等については、原則受益者負担とする。
- 運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費等を設定する。

8. 事故等の対応と保険の加入

- 北九州市地域クラブの活動中の事故については、運営団体がその責任を負うことになる。そのため、生徒同士のトラブルや事故が発生した場合の管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、指導者や参加生徒に対して、十分な理解を得て活動することとする。また、事故や問題が発生した場合、学校と連携して対応することもあるため、連絡体制を構築することも検討する。
- 北九州市地域クラブは、それぞれのクラブで日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全保険など、任意の保険に加入することとする。
- 保険については指導者や参加生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、賠償責任も想定したうえで、個人賠償責任も補償対象となる保険への加入を推奨する。

9. 大会等への参加及び生徒引率、大会運営への従事

- 北九州市地域クラブにおいては、大会の参加回数について生徒や保護者の理解を得られるよう配慮するとともに、生徒や保護者の過度な負担とならないよう、参加する大会等を精査する。
- 北九州市地域クラブにおける大会等の引率は、実施主体の責任者・指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

- 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、運営上必要な場合には、大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。また、大会運営への参画を出場要件として求める場合は、同意する学校部活動顧問や北九州市地域クラブの指導者に対して、スタッフとして委嘱し、主催者の一員として大会に従事することを明確にする。
- 北九州市地域クラブの運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、大会運営に従事する指導者の適切な勤務管理を行う。
- 教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。
- 教育委員会及び校長は、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、業務への影響の有無、健康への配慮から、職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

【参考資料】

北九州市教育委員会「北九州市部活動ハンドブック」	平成22年3月
文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」	平成25年5月
北九州市教育委員会「体罰のない学校をつくるために」	平成25年7月
北九州市教育委員会「これからの生徒指導の推進に当たって ～生徒指導実践資料第3集～」	平成26年4月
北九州市教育委員会「部活動振興のための合同部活動実施要項」	平成27年4月
公益財団法人日本体育協会「スポーツ医・科学の観点からの ジュニア期におけるスポーツ活動時間について」	平成29年12月
スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	平成30年3月
文化庁「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	平成30年12月
福岡県教育委員会「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」	平成30年12月
北九州市教育委員会「適正な部活動運営のための手引き(改訂版)」	平成30年3月
北九州市中学校体育連盟「複数校合同チーム編成規定」	令和元年5月
スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する総合的なガイドライン」	令和4年12月

北九州市

学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する
総合的なガイドライン

発行日／令和２年３月

令和７年６月改定

発 行／北九州市教育委員会

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町１番１号
(小倉北区役所庁舎東棟７階)

電話 093-582-2369

協 力／部活動の在り方に関する有識者会議

北九州市部活の未来を考える会（令和５・６年度）